

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	介護保険法施行令			法令番号	平成 10 年政令第 412 号		
手続名	福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定			根拠条項	第 4 条第 1 項第 9 号		
審査基準	<p>(1) 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 4 条第 1 項第 9 号、第 4 条第 2 項</p> <p>(2) 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）                  第 22 条の 31、第 22 条の 32～第 22 条の 33、第 22 条の 34 で準用する第 22 条の 26 第 1 項（第 6 号を除く。）                  及び第 22 条の 28～第 22 条の 30</p> <p>(3) 介護保険法施行規則第 22 条の 33 第 2 号の厚生労働大臣が定める講習の内容（平成 24 年厚生労働省告示第 71 号）</p>						
	受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	標準処理期間(当該期間 14 日 には初日を参入するこ ととし、閉庁日を含めな い) 標準経由期間 日